

# 農業委員会だより

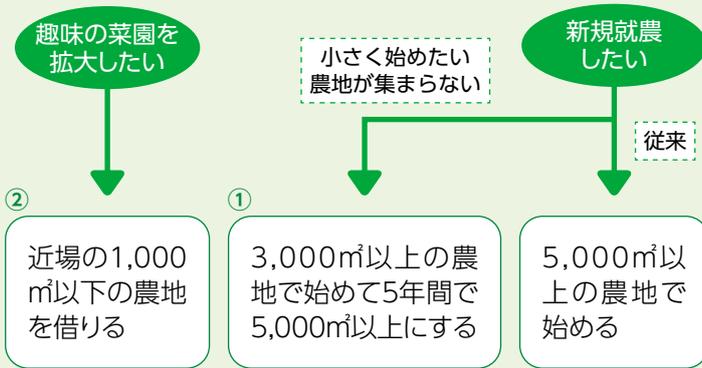
第 64 号

令和 3 年 3 月  
田原市農業委員会  
☎23-3519 / FAX22-3817  
ID1001917

農業に挑戦する方応援しています

農地を借りたり買ったたりするためには「農家要件」と呼ばれる要件を満たす必要があります。「農家要件」は①耕作地の面積合計が5000㎡以上あること、②年間150日以上農業に従事していることです。

本市では、新規就農の方や農家でなくて農地を借りた方を応援するため、令和2年3月から「農家要件」を満たさない方でも農地を借りられるようになりました。



① 3000㎡以上の農地で新規就農  
できます

新規に就農したい方の大きな壁が、5000㎡以上の農地を耕作していることという「面積要件」です。本市では、独自の要件を満たした方ならば、3000㎡から農業を始められます。

## ◆要件

- ・農業大学校などでの研修を終了していること(技術・経営方法など)
- ・青年等就農計画の認定があること
- ・45歳以下であること

## ◆注意事項

- ・契約期間は「青年等就農計画」の期間内(5年間)です
- ・青年等就農計画の期間内に耕作地を5000㎡以上に拡大する必要があります



② 1000㎡以下の農地であれば農  
家でなくても借りられます

活き活き農業セミナーを終了して実際に農地を借りた方、市民農園を借りていてもっと広い農地にチャレンジしたくなった方、今まで農地を借りる要件がなく口約束で借りていた方でも、正式な契約を結べるようになりました。

## ◆要件

- ・田原市民であること
- ・活き活き農業セミナー終了など、農作物を育てた経験があること

## ◆注意事項

- ・農業振興区域内の農用地にある農地は借りられません
- ・借りることのできる面積は合計で1000㎡以内です
- ・契約は1年更新です

新規就農に関するご質問は、お気軽にお問い合わせください。

▼ 営農支援課(農業支援センター内)

☎ 22-1126